

法律図書館連絡会規約

[制定経緯*]

(変更 昭和 52 年 10 月 28 日)

(変更 平成 6 年 11 月 18 日)

(変更 平成 18 年 10 月 28 日)

(変更 平成 20 年 10 月 10 日)

(変更 平成 21 年 10 月 16 日)

(変更 平成 22 年 10 月 15 日)

(変更 平成 25 年 9 月 27 日)

(変更 平成 26 年 10 月 24 日)

第1条 (名称)

本会は、法律図書館連絡会（以下「連絡会」という）と称する。

第2条 (事務所)

連絡会の事務所は、第 11 条に定める常任幹事たる館に置く。

第3条 (目的)

連絡会は、会員が相互に業務上の連携協同をはかるとともに、関係分野における図書館技術の向上に資し、もって法律図書館的機能の充実発展を期することを目的とする。

第4条 (事業)

連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項について連絡協議を行う。

- (1) 情報の交換
- (2) 研究会、研修会等の開催
- (3) 資料、印刷物等の交換
- (4) その他総会において適当と認める事項

第5条 (会員)

連絡会の会員は、次の各号の 1 に該当するものとする。

- (1) 法律専門の図書館
- (2) 一般図書館であって、蔵書のうちに相当の法律資料群を有するもの
- (3) 研究的乃至実務的資料室等であって、相当の法律資料を有するもの

2 前項第 2 号及び第 3 号に定めるものについては、専任の職員を置くものでなければならない。

第6条 (入会)

入会しようとする者は、幹事会の承認を得なければならない。幹事会はその入会審査

につき総会で報告を行う。

第7条 (機関)

連絡会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 委員会
- (4) 会計監事

第8条 (総会)

総会は、全会員をもって組織し、毎年1回開会する。但し、必要があるときは、臨時に開会することができる。

- 2 総会は、常任幹事が招集する。
- 3 総会は、出席会員が総会員の2分の1に満たないときは、成立しない。
- 4 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、その議事につき議長に対して表決を委任することができる。
- 5 前項の規定により表決を委任した会員は、第3項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選出する。
- 7 総会の議事は、出席会員の過半数の表決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 (総会の決定事項)

総会は、別に定めるものの外、次の各号に掲げる事項につき決定する。

- (1) 規約の改正に関すること
- (2) 連絡会の運営に関すること

第10条 (幹事会)

総会の下に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、総会において互選する若干の幹事を以って組織する。
- 3 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 (常任幹事)

幹事の互選により常任幹事を置く。

第12条 (幹事会の職務)

幹事会は、次の各号の職務を行う。

- (1) 総会の議事の準備に関すること
- (2) 次条に定める会計に関すること
- (3) その他連絡会の庶務に関すること

第13条 (会計)

連絡会の収入は事業収入とする。

- 2 連絡会の支出は、幹事会の承認を必要とする。
- 3 幹事会は連絡会の収支について収支報告書を作成し、次条第3項に定める監査を経たうえで、総会においてその報告を行う。
- 4 連絡会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条の2 (会計監事)

会計監事は2会員で構成し、総会において選出する。但し、幹事を兼務することはできない。

- 2 会計監事の任期は、2年間とする。但し、再任を妨げない。
- 3 会計監事は、幹事会の作成する収支報告書について監査を行い、総会においてその報告を行う。

第14条 (委員会)

連絡会は、必要があるときは、専門機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置は、総会の決定による。

第15条 (賛助員)

連絡会は、会の活動にあたり個人の賛助員を置くことができる。賛助員の設置については、別に定める。

附則 連絡会の会計規則は平成18年10月28日から施行する。

* 「法律関係資料連絡会規約」として昭和39年12月11日に制定